

公益社団法人東海市シルバー人材センター会費規程

平成 24 年 4 月 1 日

東海市シ例規第 3 号

改正 平成 27 年 2 月 26 日東海市シ例規第 2 号

平成 29 年 5 月 17 日東海市シ例規第 2 号

令和 2 年 5 月 15 日東海市シ例規第 1 号

公益社団法人東海市シルバー人材センター会費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人東海市シルバー人材センター定款（平成 24 年東海市シ例規第 1 号）第 7 条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第 2 条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 会費は、年額 2,000 円とする。

(2) 前号の会費については、病気又はその他の特別な事由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第 3 条 会費は、毎年 1 回 4 月末日までに納入するものとする。

2 新規入会申込者は、入会を承認された後、1 月以内に納入するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、会長が特別な理由があると認める場合は、別に納入期日を定めることができる。

(会費の用途)

第 4 条 会費は、一事業年度における合計額の 50% 以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則（平成 24 年東海市シ例規第 3 号）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成 27 年東海市シ例規第 2 号）

この規程は、平成 27 年 2 月 26 日から施行する。

附 則（平成 29 年東海市シ例規第 2 号）

この規程は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。

附 則（令和 2 年東海市シ例規第 1 号）

この規程は、令和 2 年 5 月 15 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。